

## 補正情報

法改正に伴い、**年度別過去問集**に以下の修正が必要となりました。つきましては、下記の通り修正してください。

### 記

問題編 P126 平成 24 年 (2012 年) 問 24 選択肢 3 の問題文を次のように修正

#### 修正前

3 宅地の取得に係る不動産取得税の課税標準は、当該取得が平成 30 年 3 月 31 日までに行われた場合、当該宅地の価格の 4 分の 1 の額とされる。

#### 修正後

3 宅地の取得に係る不動産取得税の課税標準は、当該取得が平成 **33** 年 3 月 31 日までに行われた場合、当該宅地の価格の 4 分の 1 の額とされる。

解説編 P110 平成 24 年 (2012 年) 問 24 選択肢 3 の解説を次のように修正

#### 修正前

3 **誤っている** 平成 18 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に**宅地を取得した場合**、課税標準は当該宅地の固定資産課税台帳登録価格の 2 分の 1 となる。4 分の 1 ではない。

#### 修正後

3 **誤っている** 平成 18 年 1 月 1 日から平成 **33** 年 3 月 31 日までの間に**宅地を取得した場合**、課税標準は当該宅地の固定資産課税台帳登録価格の 2 分の 1 となる。4 分の 1 ではない。

解説編 P208 平成 28 年 (2016 年) 問 24 選択肢 4 の解説を次のように修正

#### 修正前

4 **誤っている** 不動産取得税の標準税率は 4%だが、平成 30 年 3 月 31 日までの間に**土地または住宅を取得した場合の標準税率は 3%である**。したがって、住宅用以外の家屋に係る不動産取得税の税率を 4%としている点は正しいが、住宅用以外の土地に係る不動産取得税の税率を 4%としている点は誤っている。

#### 修正後

4 **誤っている** 不動産取得税の標準税率は 4%だが、平成 **33** 年 3 月 31 日までの間に**土地または住宅を取得した場合の標準税率は 3%である**。したがって、住宅用以外の家屋に係る不動産取得税の税率を 4%としている点は正しいが、住宅用以外の土地に係る不動産取得税の税率を 4%としている点は誤っている。